



Title	法曹五〇年 : 日本における倒産法 Academic Lawyer の軌跡
Author(s)	藤本, 利一; 高木, 新二郎
Citation	阪大法学. 2013, 63(1), p. 231-255
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67925
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

法曹五〇年

——日本における倒産法 Academic Lawyer の軌跡

藤 本 利 一

二〇一三年二月六日、高等司法研究科学生支援室主催のALEC講演会において、高木新二郎博士⁽¹⁾より、本学生に対し、題目を「法曹五〇年」とする貴重な講演をたまわった。

ALEC講演会は、高等司法研究科学生支援室が母体となり継続的に実施されるものであり、学生に対し、それぞれの分野で卓越した講師の方々により、授業では学ぶことのできない新しい知見と、貴重な経験を語って頂くことで、学生の知的関心を喚起しつつ、将来のキャリア構想を具現化することを狙いとしている。二〇一二年度の実施概要について、後掲の一覧をご参照頂きたい。

高木博士には、法曹を目指した動機から率直に語って頂き、将来の進路や方向性に悩んでいる学生にとっては、得難い機会となった。現在、日本だけでなく、諸外国においても、倒産実務家として、揺るぎない地位を築いておられる方が、倒産法を学び、倒産実務に携わる経緯について語るところは、たいへん興味深く、またこれから法曹を目指す者にとっても、有益な示唆にあふれている。すなわち、高度経済成長期後の経済不況を背景に、倒産事件に関与することとなったこと、当時の一流と呼ばれた弁護士は倒産事件を引き受けなかったこと、倒産の局面で介

入する反社会的勢力に対して、安易に妥協せず、毅然と「公正衡平な」事件処理を心がけたこと、その結果、事件依頼が増えていったこと、いずれも貴重な示唆を含んでいる。

高木博士の倒産実務にかかわるご経験は、まさにわが国の倒産実務の歴史と言い換えてもよいと思われる。再建型手続の一つであつたかつての和議手続の利用に苦心されたお話、昭和五九年に東京弁護士会倒産法部を作り、部長になられたときに、大阪の弁護士に呼びかけて、東西倒産実務研究会を作られたこと、そして、この研究会が、「使い易い倒産再建新立法」を目指していたことは、現行法である破産法や民事再生法を学ぶ上でも意義深い。

高木博士の関心は、大病を患われたことをきっかけに国際的な分野、とくにアメリカ合衆国の連邦倒産法（一九七八年法）第一章手続に向けられる。当時、最新の再建型スキームを有するこの手続にいち早く着目した実務家研究者は、世界的に見ても稀であつたと思われる。第一章手続について、「実務家の目から見ると羨ましいほど使いやすい」との感慨が、その後の名著『米国新倒産法概説』（商事法務研究会、一九八四年）、『アメリカ連邦倒産法』（商事法務研究会、一九九六年）に結実する。もともと、その背後には、留学経験のないことを補うべく、「数年の間に五〇回位欧米諸国を訪ね」、現地の主要な実務家にインタビューを繰り返し、その後も国際会議や外国のセミナーに参加し続けた卓越した努力があることを忘れるべきではない。

高木博士は、大型の著名再建事件を手がけつつ、私的整理ガイドラインの策定に関与された。その成果として、「全部で五〇社に近い上場大企業などを再生させ」、「多数の金融機関が一斉に個別的権利行使をやめて、任意の交渉による合意により何十億、何百億円という多額の過剰債務を減免すること」となった。このことを契機に、その後、二〇〇三年には、株式会社産業再生機構の産業再生委員長となられ、二〇〇八年の産業活力再生法の改正による事業再生ADR制度創設の実現にご尽力された。そして、二〇〇九年に第一回日韓中倒産再建シンポジウムをソ

ウルで開催し、二〇一一年の東京での第四回シンポを機会に、東アジア倒産再建協会を創立された。そして、今もアジア銀行協会を基盤とした「世界的私的整理ガイドライン」の実現を「夢」として活動を展開し、APECにも働きかけておられる。こうした精力的な活動は、二〇一三年の夏頃に一つの成果を生みだすかもしれない。

アメリカの倒産法研究者 David A Skeel, Jr. 教授によれば、二〇世紀初頭、北東部アメリカにおける倒産弁護士も多くは、ユダヤ人であり、当時もっとも注目を集めていたニューヨーク、ボストン、フィラデルフィアの名門法律事務所からは閉め出されていたとされる。彼らは、そうしたエリート事務所が扱わなかった倒産実務という「隙間」を作りだしたとされる。すなわち、銀行のような金融債権者側でなく、個人や中小企業といった一般債権者の側に立った実務を発展させたのである。彼らは、多くの雑誌論文を書いて実務を発展させ、団体を組織して、後進を育てた。そうするうちに、倒産実務のプロとして、倒産法の立法作業が進展しないことに不満を覚えた彼らは、一九三二年、倒産弁護士、研究者、裁判官を構成員とする National Bankruptcy Conference を設立し、チャンドラー法の制定に影響を及ぼしただけでなく、現行連邦倒産法を含め、多くの倒産立法に影響を与え、そして、現在もその力を失っていない。

高木博士のご講演を拝聴するに、まさにこうした動向をわが国で体现された方の一人であることが分かる。多数の論文を執筆され、広く研究会を組織し、後進を指導しつつ、倒産立法の必要性を鋭敏に感じ取り、その実現に大きく貢献された。再建型の事件処理については、それまでほとんど先例や文献がなく、道のないところに道をつけられたといえる。「毎晩遅く帰宅してから、国会図書館や最高裁図書館で集めた資料を読みながら朝まで一睡もしないで徹夜で執筆し、そのまま仕事に」出かけられたというハードワークあってこそのご業績である。

そのほかに、裁判官となられ、当時裁判所に滞留していた倒産事件を一掃されたこと、民事訴訟手続の迅速

講演会実施日	講師	所属	題目
2012年 4月12日(木)	山下 輝 年	法務省法務総合研究所国際協力部長	法曹と法整備支援～何が求められるか～
2012年 5月2日(水)	吉 野 孝 義	大阪地方裁判所長	法曹を目指す若い諸君に期待するもの
2012年 6月16日(土)	岡 正 晶	弁護士，梶尾綜合法律事務所	債権法改正ディスカッション
	中 井 康 之	弁護士，堂島法律事務所	
2012年 6月28日(木)	藤 田 温 香	弁護士，岩本法律事務所	ロースクールで学んだことと実務
2012年 7月10日(火)	多 比 羅 誠	弁護士，ひいらぎ綜合法律事務所	倒産法改正の必要性
2012年 9月18日(火)	木 内 道 祥	弁護士，木内・池谷法律事務所	家事事件実務について 離婚事件で残された争点
2012年 11月1日(木)	中 山 健 児	弁護士，岩嵯・山中綜合法律事務所	弁護士業務としての労働法実務について—使用者側の立場から—
2012年 11月22日(木)	田 中 亘	東京大学社会科学研究所准教授	会社法の改正 何を・どうして・どのよう に改めるのか
2013年 2月6日(水)	高木新二郎	弁護士・法学博士，野村證券株式会社顧問	法曹50年
2013年 2月8日(金)	福岡真之介	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ニューヨーク州弁護士	国際化する日本の法律事務所～アジアを 中心として～
	采 木 俊 憲	西村あさひ法律事務所 弁護士	
2013年 2月20日(水)	佐 藤 力	弁護士，法テラス島根	公設事務所で働くということ

化・効率化に腐心されたこと、大学教員としての経験、東日本大震災における被害者救済など、語るべき点は尽きない。高木博士による以下に記されたご講演の内容をぜひご一読願う次第である。

(1) 高木新二郎博士の略歴を以下に示す。現在、野村證券(株)顧問、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン理事長、事業再生ADR手続実施者選定委員長、一九六三年弁護士登録、八八年東京地裁判事、山形地裁家裁所長、新潟地裁所長、東京高裁部総括判事、二〇〇〇年弁護士復帰、獨協大学教授、〇一年私的整理ガイドライン研究会座長、〇二年法学博士(東洋大学)、〇一―〇三年企業法制研究会等委員長(経産省)、〇二―〇三年事業再生研究機構、事業再生実務家協会、倒産処理弁護士ネットワーク等を創設(理事長等)、〇三年―〇七年(株)産業再生機構産業再生委員長、〇三―〇六年中央大学法科大学院特任教授、〇五年 International Insolvency Institute から Outstanding Service and Contribution Award 受賞、〇七年地域力再生機構研究会座長(内閣府)、〇七年旭日重光章受賞、〇九年 JAL 再生タスクホース・リーダー、一二年東アジア倒産再建協会を創立(初代会長)。主要な著作として、「事業再生」(岩波新書)、「アメリカ連邦倒産法」(商事法務研究会)等多数の著書論文(邦語・英語)がある。

(2) Elizabeth Warren (元ハーバード大学教授、現上院議員) は、第一章手続の入門書において、破綻した会社の事業を再生する第一章手続のスキームを十分に理解せず、かかる手続に対して声高に不満を述べる外国の事業者が今もなお存在することを示唆される (CHAPTER1: REORGANIZING AMERICAN BUSINESS (2008), at 11)。高木博士が、当時、アメリカの採用した再建型スキームの全体とコアを見通したことは、刮目に値する。

(3) David A Skeel, Jr., DEBT'S DOMINION: A HISTORY OF BANKRUPTCY LAW IN AMERICA, at 73-76 (2001).

法曹五〇年

高 木 新 二 郎

昭和三六（一九六二）年に司法修習生になり、昭和三八（一九六三）年に弁護士登録をしましたので、今年で法曹五〇年になります。藤本利一先生から最先端の話をするようにとのお達しですが、最先端を追いかけて五〇年経ったものの、未だに最先端を捉えられずに迷いに迷っているお話をします。弁護士というプロフェッショナルになったことは後悔しておりません。おかげで八〇歳までは現場で仕事が出来そうです。

- 一 何故、弁護士になったのか
- 二 倒産再建専門と言われるようになった経緯
- 三 倒産法の勉強を始めた理由
- 四 法的倒産再建手続を利用しやすくなることが悲願
- 五 外国の倒産再建法と実務の勉強
- 六 法曹一元の理想を目指して弁護士任官裁判官第一号
- 七 裁判官として行ったこと―民事訴訟事件審理の充実迅速効率化等々
- 八 大学教員になったつもりが大型会社更生事件で弁護士現場復帰
- 九 民間主導の事業再生―私的整理ガイドライン・産業再生機構・事業再生ADR
- 一〇 事業再生に対する国の関与の是非についての私見

- 一一 東日本大震災被害者救済
- 一二 東アジア倒産再建協会とグローバル私的整理ガイドライン

一 何故、弁護士になったのか

先日、慶応大学の池田真朗先生から講談社現代新書の『民法はおもしろい』という本を贈っていただきました。びっくりしました。私は法律や法学が面白いと思ったことは一度もありません。私も新書版の本を二冊出しました。岩波アクティブ新書の『企業再生の基礎知識』（二〇〇三年）と岩波新書『事業再生』（二〇〇六年）です。前者は売れましたが、後者は売れませんでした。新書版ですから素人向きです。両方とも事業再生の実務と法制度を含む仕組みのことを書きました。後者は専門家が読んでも耐えられるように書いたために、一般の方には難しくなってしまったのが原因のようです。

法律が好きで法律を勉強したのではなく、自由業である弁護士になるために、司法試験受験のために勉強したのです。法学というよりは勉強が嫌いだったのかも知れません。しかし嫌いなことでも、まるで好きでたまらないように、一生懸命に勉強しないと試験には受かりません。私は昭和一〇（一九三五）年生まれで、太平洋戦争敗戦後の混乱期に育ちました。日本全体が貧しかった時代です。高校を一年でやめて町工場の工員として働き、労働運動や革命運動に挺身しましたが、二〇歳になって思い直して大学に入りました。就職難の時代でしたので、私のような経歴の者は、まともな就職ができないと思いましたが、弁護士になるために大学に入りました。在学中の合格を目指しましたが果たせず、卒業の年に漸く受かりました。

二 倒産再建専門と言われるようになった経緯

何故、倒産再建の専門家の道を選んだのかと良く聞かれます。私がおの道を選んだのではなく自然とそうなったのです。司法試験の選択科目も破産法ではなく労働法でした。イソ弁の月給を三ヶ月貰った後、無償で手伝いして一年後に独立しました。弁護士になる前の知合いは殆ど依頼者にはなりません。弁護士としての腕を見込んでくれた依頼者が新しい依頼者を紹介してくれて、枝分かれして依頼者の網が広がっていきます。私が弁護士になった昭和三八（一九六三）年は高度成長期に入った時期で、新しい中小企業が次々と出来ましたが、次々と潰れました。という次第で中小企業の倒産事件の依頼を次々と受けるようになりました。当時は資金が豊富ではなかったもので、中小企業は、銀行からではなく信用金庫・信用組合から資金を借りていましたが、信金信組から借りられない企業は町金融（貸金業者）から借りていました。倒産するとアンダーグラウンドの取立屋や事件屋などが絡んでいきます。弁護士七年目に一部上場企業の会社更生事件を受任しましたが、上場企業でも暴力団（今では反社会的勢力）と関わりのある貸金業者から借りていました。そんな次第で筋のよい一流の弁護士は倒産事件を引き受けませんでした。私のような有名事務所所属しない無名だが、暴力団と関わりのある事件屋と妥協せずに、汚れ仕事を嫌がらずに引き受けて、公正衡平に処理をする弁護士のところに倒産事件が集まりました。通常の民商事事件が七割で倒産事件が三割でしたが、それでも倒産専門弁護士と言われました。

三 倒産法の勉強を始めた理由

実務をやっていると学者が論じていない新しい問題に次々と遭遇します。内外の文献を探索して自分なりの答え

を探し、たとえば所有権留保などについての研究を論文にして雑誌に発表しました。単行本は昭和五二（一九七七）年に出した『商法上の会社整理手続』（商事法務研究会、四〇〇頁）が初めてです。大正一一（一九二二）年に出来た和議制度が使われなかったために、昭和一三（一九三八）年に会社整理の制度が出来ましたが、あまり使われておらず文献も殆どありませんでした。東京地裁で整理会社の管理人に選任されましたが前例が少なく手探りでした。毎晩遅く帰宅してから、国会図書館や最高裁図書館で集めた資料を読みながら朝まで一睡もしないで徹夜で執筆し、そのまま仕事に出て、その晩と翌日の夜は寝ますが、三日目はまた徹夜しました。そんな生活を一年半続けて、この本が出来ました。三〇歳代の終わりから四〇歳にかけてです。そんな無茶を続けたために四三歳の時に心筋梗塞の発作を起こし救急車で運ばれ三ヶ月入院しました。この本を書いたために、ものを書く速度が上がりました。和解の交渉をしながら和解契約書を起案し、交渉が成立した途端に、その場で相手に示してコピーを取り調印を済ますこともできるようになりました。相手の弁護士に驚かれました。

四 法的倒産再建手続を利用しやすくが悲願

和議制度が使いにくいのに閉口しました。弁護士が和議を濫用すると思われていたのです。倒産すると「取付け騒ぎ」が起きました。債権者や事件屋が殺到して、在庫品や機械設備を持ち出し、工場がスケルトンにされてしまうのです。そうした事態を防ぐためには、個別的権利行使を禁止する一般的包括的保全処分が有効でしたが、東京地裁の実務では、その保全処分を出す前提として、和議条件可決に必要な債権額にして四分の三以上の債権を有する債権者の同意書を提出することを事実上の要件としておりました。それだけの同意書を集めるためには、無防備のまま債権者集会を開かなければなりません。保全処分が必要とされる時に保全処分を出さないということは、

和議の利用拒否と同じです。かつて保全処分を得て小康状態に入った後に、それを隠れ蓑にして財産を処分し隠匿して行方を晦ますという不心得者が居たために、和議を敵視していたのです。大阪地裁を初め関西の裁判所では、和議保全処分を出しておりました。大阪には暴力的事件屋が多く保全処分を出さなければ、収拾が付かなくなるこ
とが明白だったためです。昭和四〇年代に大阪で会社更生の申立をしたことがありましたが、債権者集会が終って
舞台を降りた途端に、事件屋が近付いて来て五〇〇万円くれれば債権者をまとめてやると言って来たのには驚きま
した。

昭和五九（一九八四）年に東京弁護士会倒産法部を作りましたが、私が部長になったときに大阪の弁護士に呼ば
かけて、東西倒産実務研究会を作りました。弁護士の側から現行の裁判所実務がどんなに使いにくいかを浮き彫り
にしてその改善を促すとともに、使い易い倒産再建新立法を目指すためでした。その研究成果を『和議』（商事法
務研究会、昭和六三（一九九八）年）、『会社更生・会社整理』（同平成元（一九八九）年）『破産・特別清算』（平
成元（一九八九）年）の三部作にまとめて出版しました。この三冊は平成一一（一九九九）年の民事再生法の制定
に始まる一連の倒産法立法作業の過程で、もつとも多く参照された本になりました。

五 外国の倒産再建法と実務の勉強

当時は、心筋梗塞は死の病と思われておりましたから、入院している間にクライアントが居なくなってしまう
した。大病をしたことを知らなかった大阪の友人が一部上場のゼネコンの事件を紹介してくれました。筋の良くない
注文者に関わる事件でしたので、私の得意分野でした。その事件を手早く片付けたところ、その会社のグアム子
会社被告になっていたグアムの裁判所での民事訴訟事件のトライアル（人証調べを含む証拠調べ）が始まり、証

拋開示手続（デイスカバリ）段階では勝訴すると言っていた現地弁護士とライエゾンの日本の渉外専門弁護士が急に敗訴の懸念があると言い出しました。私は門外漢でしたが相談を受けましたので、ホテルに閉じこもり、辞書を引きながら膨大な英文の訴訟記録と格闘しました。通訳をつけて何とか和解で解決して「ほっ」としていたところ、続いてもう一件の集団訴訟の被告にされました。米国弁護士との打ち合わせ、相手方弁護士との交渉をしましたが、無難なコミュニケーションの場合は通訳で足りますが、わざと相手を怒らせるような駆け引きをしなければならぬような場面では役に立ちません。仕方がなく片言で私が自分で交渉しました。

二つの訴訟事件を解決するために二三年かかりましたが、折角、英語の勉強をしたのに勿体ないと思っていたところ、留学から帰国したばかりの判事補が書いた論文で、一九七八年米国連邦倒産法の立法を知りショックを受けました。そのうちの特にチャプター・イレブン是世界中に大変な影響を及ぼすのではないかと思いました。実際にも私が予測したとおり、一九八〇年代の半ばからヨーロッパ先進諸国で倒産法改正ブームが起きましたが、米国のチャプター・イレブンに刺激されたものですし、諸国の新倒産法は米国法の考え方を取り入れたものでした。残念ながら日本は、先進諸国の中では最も遅く倒産法改正に着手し、その「しんがり」をつとめることになりました。管財人を置かないことを原則とするDIP制度、手続開始要件がなく申立てにより裁判所の決定がなくても個別の権利行使が禁止される自動停止の制度を初め、チャプター・イレブンは、実務家の目から見ると羨ましいほど使いやすい制度に見えました。当時、有名な学者も留学しておられましたが、なかなか詳しい紹介論文がออกมาませんでしたので、自分で研究を始めました。倒産法を理解するためには背景にある英米法全体の勉強をしなければなりません。今のようインターネットで文献を調べることはできません。渡米して文献を買ってきて勉強しました。どうしても理解できないので、度々、渡米して本で名前を知った学者や実務家を訪ねて質問をしましたが、文化や経

済や取引慣行の違いから噛み合わないことが殆どでした。まだEメールはもとより、ファックスすらなくテレックスでアポイントを取りました。まだ日本が重要視される前の時代で、折角、アポを入れてもすっぱかされることも再三でした。やっと会えても別世界の宇宙人と話しているようでしたが、おかげで視野が広がりました。米国を始めとする外国の倒産法と実務を勉強するために、数年の間に五〇回位欧米諸国を訪ねました。こうして昭和五九（一九八四）年に『米国新倒産法概説』（商事法務研究会、三六二頁）を出版しましたが、勉強を続けていると誤解に気付くので、すぐに絶版にしました（一九九六年に全部を書き直して『アメリカ連邦倒産法』として商事法務研究会から出版）。弁護士の本業が多忙な中、沢山の国際会議に参加して勉強しましたし、毎年、ケンブリッジ大学やロンドン大学で外国の実務経験がある弁護士向けのサマー・スクールに参加して勉強もしました。こうして留学経験などが皆無なのに、世界に視野を広げることができたのも、四〇代前半に大病をしてクライアントを全て失ったおかげで外国事件に熱中できたためです。

六 法曹二元の理想を目指して弁護士任官裁判官第一号

昭和六三（一九八八）年に裁判官に任官しました。その年の正月に当時の最高裁長官が在野法曹からの任官を歓迎するとの声明を発表したからです、かねてから裁判実務に不満を持っており、中に入って自分自身で改善する他にないと思ったからです。例外的ですが、通常民事訴訟事件で結審してから判決言渡期日が一年近くも延び延びになり、審理中の裁判官の言動とは全く異なる結論の判決を貰ったことがあります。いくら頭脳明晰でも裁判所の外の経験が乏しい裁判官には限界があると思っております。弁護士を信用しないで、破産手続開始決定すら躊躇してなかなか出さない裁判官には不満を持っておりました。それでも大きな組織に単身飛び込むのはためらって半

年間悩みました。日頃の言動とは裏腹に、法曹二元とは名ばかりで弁護士が誰も手を挙げないことにも幻滅しましたが、結局、一大決心をしました。

東京高裁で半年間、陪席裁判官として足慣らしをした後、平成元年に東京地裁破産部の部長代行になりました。早速、和議の門戸開放をしようとしたが、バブル崩壊前の好景気で倒産事件が少なく一年間の在任期間中に僅か二件しかありませんでした。そこで陪席裁判官と相談して、それまでの和議保全処分発令の事実上の要件を緩和して、保全処分発令前の債権者同意書の提出を不要とする代わりに、保全処分発令から一週間以内に債権額にして半額以上の債権者の同意書を提出させることにしました。そうした実務の変更を雑誌に発表して私が他の部に移っても後戻りできないようにしました（「東京で和議が少ない理由」NB L四四五号六頁）。中途半端な変更ですが、それでも当時の東京地裁の実務の一八〇度の転換でした。悲願の一つを果たしました。

破産部を担当して驚いたことは、二〇年以上も係属中の破産管財事件が沢山あったことでした。その多くは大事件でしたから管財人には大物弁護士がなっていました。破産管財事件は遅くとも一年以内に終らせなければなりません、数年かかっているのは当たり前でした。そこで大物弁護士に来て貰い早期に決着をつけて下さるようお願いしたところ、弁護士から地裁所長代行に苦情が行きました。「高木さん先輩に失礼ではないのか」と言われましたが、二〇年も事件を放置することこそ失礼ではないかと反論しました。一年以上管財事件を貯めている管財人には一斉にファックスを送って督促し、報告に来て貰いました。裁判所来ると「だらしがない」弁護士ばかりが目につき、裁判官が弁護士不信になり易い気持も理解できました。平成七（一九九五）年に山形地裁、平成九（一九九七）年に新潟地裁の所長になりましたが、やはり一〇年以上係属中の破産管財事件が沢山ありましたので担当裁判官と相談して処理しました。最高裁民事局に実情を話して、全国の地裁から長期滞留破産管財事件の一掃

をして貰いました。新興国の裁判所実務に比べても情けない状況でした。破産管財事件は、いわば依頼者不在の事件ですが、依頼者に背中を押されない事件を弁護士は「さぼり勝ち」なのは残念です。

七 裁判官として行ったこと―民事訴訟事件審理の充実迅速効率化等々

平成二（一九九〇）年に東京地裁民事通常部の部長になりました。任官に先立ち倒産部担当として下さるよう注文を付けておりました。裁判官には司法修習生仲間でも成績優秀な人がなっていましたし、その後も勉強を続けておられるので到底太刀打ちできないが、倒産法分野は人一倍勉強していただきましたので、何とかすると自負していたからです。ところが通常部の裁判長を経験したことがない者は、裁判所内では一人前として扱うことが難しいと言われて仕方なく承諾しましたが、通常民事訴訟事件を担当して、まず安心しました。地裁事件の殆どは事実認定が問題の事件で、法律問題が争点になる案件は一〇件に一件もありませんでした。事実認定なら裁判所外の社会経験が豊富な私は、職業裁判官に引けを取らないし、日本中の裁判官の誰よりも得意の筈だと思われたからです。

しかし安心したのも束の間、経験豊富な筈なのに、どちらの言い分が正しいのか分からない事件ばかりでした。当事者双方の主張立証が終って結審して、宅調日に記録を自宅に持ち帰って判決起案を始めるのですが、どちらの主張が正しいのか悩む事件ばかりでした。おそらく要件事実の訓練を受けた職業裁判官は、主張整理をした上で不明な案件は立証責任の分配で解決して結論を導く他にないのでしょうか。私はそうしませんでした。主張と書証の提出が済んだ段階で、判決書を起案しました。双方の主張を整理するだけでなく、「理由」の部分も書いて見ました。そうすると必ずと言ってよいほど矛盾点が出てまいります。双方が自己に有利な事実を針小棒大に、不利な事実は矮小化しているからです。矛盾点を双方に指摘して釈明させます。その上で判決書原稿のうち「争いのない事実」

と「争点」の部分起家し、当事者双方に事前に送って、双方の主張がその記載のとおりであるかどうかを確認して争点を確定します。それから集中人証調べの期日を決めて実施し、双方代理人が触れたがらないが一番聞きたい点を私が補充尋問しました。場合によっては対質尋問をしました。そうすると疑問点が解消されますので、安心して判決が書けます。人証調べが終って結審して判決言渡期日を決めますが、法廷を出て裁判官室に戻ってから三分以内に判決書を完成させることができました。

第一回口頭弁論期日の後、主張や立証の整理のための期日を入れますが、その期日の二週間前までに準備書面を提出、その後一週間以内に反論の準備書面提出を求め、主張整理書証提出が終った段階で、事前に当事者双方に主張と争点整理を記載した書面を送付して、意見があれば事前に出させて、次の口頭弁論期日で争点を確定させて調書に記載した上で、一回または二回の集中証拠調べを行って結審し、一ヶ月以内に判決を言渡すが、当事者が希望すれば言渡期日前に一―二回和解期日を行うという審理方式を決めて、書面にして私の担当事件はそうに進めるので協力して欲しい旨の書面を代理人弁護士に渡しました。私がそういう審理方式を実行したいということを予め東京地裁民事部の所長代行者にお知らせしたところ、所長が高木を孤立させてはならないと心配して下さり、東京地裁の主だった裁判長の意見を聞きましたが、殆どの皆さんは時期尚早との意見でしたが私は実行しました。私のやり方を論文にして発表しました（「私が実施した審理充実促進方策」『木川統一郎博士古稀祝賀・民事裁判の充実と促進（上）』四七七頁、判例タイムズ社、一九九四年）。私の審理方式は地家裁所長会でも取上げられましたし、平成八（一九九六）年の新民事訴訟法の立法にあたって参考にして頂いたようです。

東京地裁では平成五（一九九三）年に民事執行部を担当し、不動産バブル崩壊後に激増した抵当権実行事件の一年内処理などの迅速化、占有屋など執行妨害屋の退治のために相手方審尋なしの断行の保全処分を活用などを行い

ましたが、その時の改革は平成七、八、一〇（一九九五、九六、九八）年の民事執行法の改正の時に参考にされました。約一年で民事調停部に異動し、当時、激増した変額保険訴訟事件、長期化していた建築瑕疵紛争訴訟事件を通常部から調停に回付して貰い、前者は調停主任裁判官と二人の調停委員と双方代理人弁護士が立会いの上で、勧誘者と被害者の双方から事情を聞いて、その概要を調書に記載し、裁判官・調停委員が合議の上で責任割合を算定して調停案を提示し、受け入れられなければ理由を詳しく書いた「調停に代わる決定」（民事調停法一七条）を行い、異議が出たら通常部に戻し、調停の一件書類を参考に早期に判決をして貰うというやり方を活用しました。こうしたやり方は今でも為替デリバティブに関する金融ADRなどで行われております。建築紛争事件については、建築士協会に協力して頂いて建築士の調停委員を増やし、まず事情を聞いてから、当事者立会いの下で調停委員に現場に行って貰い、瑕疵の状況を見て写真に撮ってもらい、双方の主張について建築士の専門的な意見を伺い、それに基づいて調停案を示し、調停成立に至らなければ同様に調停に代わる決定をして、異議が出たら通常部に戻して、調停の経過を参考にして迅速に審理を進めて頂くという方法を実施しました。こうしたやり方は民事裁判の「専門委員」制度となつて今でも活きております。

それから山形と新潟の地裁所長に転出しましたが、司法行政業務については割愛します。東京高裁に戻ってからやったことで記憶に残っていることは、医療過誤事件の審理のやり方を変えたことです。法廷で延々と鑑定書を提出して医師の難解な専門用語を含む証人尋問を聞くのには閉口しました。そこで地裁での鑑定書と医学書を読んで勉強した上で、ラウンドテーブル方式の部屋に鑑定証人の先生と双方代理人、関係者に来て頂いて、鑑定書や医学書を読んで分からなかった点を教えて頂き、双方の言い分を聞きディスカッションをしました。法廷での退屈な眠くなる無駄な時間の浪費は避けられ、早期に和解で解決することができました。今では東京には医療過誤専門部が

ありますので、おそらくそうしたやり方がとられているのではないかと思います（以上は拙著『随想・弁護士任官裁判官』商事法務二〇〇〇年）。

八 大学教員になったつもりが大型会社更生事件で弁護士現場復帰

二五年半弁護士をやり一一年半裁判官をやってから定年を半年残して退官し、二〇〇〇年四月から獨協大学教授になりました。弁護士も再登録しましたが大学教員が本業のもりでした。弁護士として最初に受任した倒産再建事件は外資のファンドが相手の案件でした。その案件を処理するうちに世の中がすっかり変わっていることを知りました。裁判所にいると外界の変化に気が付くのが二―三年遅れになります。そこで渡米して、プライベート・イクイティ・ファンド、ターンアラウンド・マネージメント会社、ロー・ファーム、破産裁判所などを尋ねて実態調査をして学界で報告し論文でも発表しました（『企業再建実務の変化と会社更生法改正の問題についての再検討』拙著『新倒産法制の課題と将来』一七一頁以下、商事法務二〇〇二年）。

二〇〇〇年の一〇月に協栄生命保険の会社更生管財人に選任されました。未だに負債総額最大の倒産事件と言われております（事業会社では日本航空が最大）。その直前に千代田生命保険の会社更生事件が始まりましたし、その前に東邦生命ほか数件の保険会社が破綻して保険業法によって処理されておりました。預金保険機構に似た生命保険契約者保護機構というのがあって、生命保険会社の拠出金で保険契約者の権利がある程度保護されることになっておりましたが、既に拠出金のかなりの部分を使い果たし、千代田と協栄の両案件のために積立金を使うとなると、保険業法を改正して拠出金の枠を増やさなければならず、とても間に合わないのです、保護機構による拠出金の援助なしに再建しなければならないという難問を抱えておりました。スポンサー候補が二―三社ありました

が、米国ブルデンシャルを除いては補助金なしでやれるかどうかはデュー・デリジェンス調査をやった上でなければ結論を出せないというので、仕方なくビッド（入札）をしないでブルデンシャルをスポンサーに決めました。一〇月末の金曜日の午後に保全管理人に選任されてから直ちに交渉に入り、週末から月曜日の夕方にかけてアメリカ本社の同意を得て、拠出金による援助を求めない条件でスポンサーに決めました。アメリカ本社には三〇〇名を超える法務部がありましたが、法務部が週末で休んでいる間にトップに決断させました。案の定、火曜日になってから法務スタッフから異論が出ましたが、後の祭りになりました。スポンサー選定に時間をかけていると、生命保険契約の解約が相次ぎ、他の保険会社に契約者を奪われてしまい、企業価値が失われてしまいます。しかし入札をしなかったのは公正でないと言われて、マスコミからは叩かれました。米国ではストーキング・ホース・ビッドという仮のスポンサーを決めて、その後で正式なビッドをする方法が多用されており、日本でも導入することの是非が論議されておりますが、当時はそういう方法まで気が付きませんでした。その後、東京生命も倒産しましたが、協栄生命の前例があったために、拠出なしの再建ができ、現在に至るも拠出金枠のための保険業法改正はなされておらず、金融庁などの関係官庁からは感謝されております。事業再生のためには企業価値の毀損を最小限に止めることが肝要で、そのためにはスピードが大切です。協栄生命の会社更生事件は二〇〇一年一〇月末に始まり二〇〇一年三月末に半年で終わりました。

九 民間主導の事業再生―私的整理ガイドライン・産業再生機構・事業再生ADR

協栄生命会社更生事件が終るのを待っていたかのように、金融庁から不良債権処理と事業再生のための「私的整理に関するガイドライン」の策定を頼まれました。全銀協や経団連などの関係諸団体が中心になって学識経験者も

加えて、私的整理に関するガイドライン研究会を組織し、私が座長になりました。一九九〇年代の半ばに、バンク・オブ・イングランドが主導して、ロンドン・アブローチとよばれる不文律の手法で、銀行債権者団と債務者企業間のワークアウト（私的整理）による合意の上で、債権放棄やデット・イクイティ・スワップによるデッド・リストラクチャリングをやって、過剰債務を軽減し事業を再生させておりましたが、私も所属するインソル・インターナショナル（倒産再建実務家国際協会）がそれを成文化してインソル八原則を作って各国での採用を促しておりました。ロンドン・アブローチやインソル八原則は手続準則ですが、私的整理ガイドラインは再生計画案の内容にも踏み込み、三年以内の債務超過解消や黒字転換、債権を減免する場合にはそれより劣後する株主権を消滅させるか希薄化させることなどの実体に関わり、中立公正な弁護士や会計士などの専門家が関与することなど、全く新しいものでした。二〇〇一年九月には策定作業を完了させ、全部で五〇社に近い上場大企業などを再生させました。それまでも小規模な私的整理はありましたが、多数の金融機関が一斉に個別的権利行使をやめて、任意の交渉による合意により何十億、何百億円という多額の過剰債務を減免することなどは、これまでのプラクティスでは考えられない驚天動地のことでした。

二〇〇三年五月には、特殊会社である株式会社産業再生機構ができ私が産業再生委員長になりました。産業再生機構で私が目標としたのは、日本にビジネスとしての事業再生の文化を普及させることでした。個別企業や個別事業の再生は、本来は国が手を出すべきものではなく、窮境にはあるが、再生可能性がある事業を民間で自主的に再生すべきものです。国の役割は企業が活動し易いような制度や環境を整備すれば良いので個別企業の再生に手を出すのは例外的とすべきです。有名大企業を含む四二の企業グループを再生させ、法定の五年の期限よりも一年早い二〇〇七年に全ての対象企業のイグジットを完了させて解散しました。過剰債務を減免する財務再構築と事業計画

を内容とする再生計画案を作り、債権者と協議して合意しメイン銀行以外の金融債権者から債権を買取り、ニューマネーを出資するという方法で再建させました。イグジットというのは、新しいスポンサーに出資持分や買取った債権を譲渡して機構は手を引くことです。

産業再生機構では弁護士ではなく、アメリカのビジネススクールなどで経営学などを学んだ上で、ビジネス実務経験のある三〇代後半から四〇代前半の若手を中堅幹部（案件チームリーダー）として業務を行いました。私も一連の経営学の教科書を買って勉強しましたが、私が何十年もかかって泥まみれになって、まだ会得し切れていないビジネスのノウハウが理論化されているのに驚きました。欧米で三〇代四〇代の若手経営者が大企業のトップとして活躍できる理由が分かったような気がしました。

既に私の整理ガイドラインは古くなりました。かつてはメインバンク・システムといわれて、大銀行は事業会社を抱え込んで密接な関係にあり、銀行は大企業に経営トップや役員や幹部を派遣し、天下り先としても使っていました。お金が足りない高度成長期にはこのやり方が有効だったのですが、貸し手と借り手があり密接な関係になると、本来、利害が対立する関係にあるべきものが癒着して、経済合理的判断ができなくなりますので、弊害の方が多くなります。私の整理ガイドラインを作ったときは、メインバンク・システムが残っていましたので、メインバンクがイニシアティブをとって手続を始めるといふ方式をとっていましたが、産業再生機構が解散するころには、そうした仕組みは変わってありました。

私の整理ガイドラインに続いて産業再生機構がアウト・オブ・コート（裁判所外）の私的整理による早期事業再生のプラクティスを普及させたのですが、さらにそうしたやり方を定着させるために、経済産業省に働きかけて、二〇〇八年の産業活力再生法の改正による事業再生ADR（Alternative Dispute Resolution 裁判外紛争解決手続）

制度の創設に陰から尽力しました（「事業再生の近未来・破綻前再構築―事業再生新立法の提案」法曹時報五八巻九号一頁）。法務大臣の認証と経済産業大臣の認定を受けた事業再生実務家協会がこの制度を運営しており、既に四〇件以上の上場大企業の事業再生手続を実施しました。私はその手続の主宰者となる手続実施者選定委員会の委員長として、お手伝いしております。

一〇 事業再生に対する国の関与の是非についての私見

倒産法または倒産のメカニズムは、再建するためではなく、再建できない会社を潰すためにも必要なものです。非効率な企業を無理に生き延びさせると、活力のない企業が多くなって世の中全体の活力が失われてしまいます。ゾンビを無理に生かしてはなりません。民間がニューマネーを出資や融資として供給しないような会社を無理に生かしてはいけません。二一世紀に入ってから沢山の事業再生にかかわるファンドやコンサルティング会社が出来ました。大変結構なことです。まだ民間の事業再生ビジネスが育っていない内は国が関与して事業再生の文化を広めることは必要ですし、産業再生機構はそういう役割を担いましたが、時限組織としたのは、いつまでも公権力に関与させないためです。ところが二〇〇八年に企業再生支援機構が出来て産業再生機構の時限性を事実上反故にしました。リーマンショックが起きたことを理由に作られました。中堅以下の企業を助けるという触れ込みだったのですが、法文を極端に拡大解釈して大企業にまで手を出しました。類推解釈や拡大解釈は立法当時の事情から大きく変わった場合に行うものですが、法施行前から拡大解釈が行われたのには驚きました。

例外的な事態が起きたときは例外的に国が特定企業を助けない必要はないことがあります。アメリカのGMや日本のJALなどの場合がそれです。しかしそれは臨時の措置であるべきで、国の介入を常態化する機関を作ると

市場を歪めてしまいます。成長可能性がないと判断すれば民間は投資しません。それにもかかわらず敢えて国がニューマネーを出す必要がある場合が全くないとは言えませんが、常態化してしまうと民間のファンドや投資家が活躍する余地が狭まり、民間の投資意欲を損ねることになりかねません。鳩山首相や前原国交大臣から頼まれて、JALタスクホースのリーダーを引き受けたのは、例外的な緊急事態だと考えたからです。途中で梯子を外されて、企業再生支援機構が更に時間と手間をかけ、更に会社更生手続を利用して多額の支出をして再建しました。稲盛さんが日航職員の人心を一新して官僚的体質を一掃して民間企業として利益を生む再出発をさせた成果は偉大ですが、過剰支援だったのではないかと批判が出ているのは御承知のとおりです。

最近、企業再生支援機構の存続期間を更に延長して、地域経済活性化支援機構として改組する法案が閣議決定されましたが、ゾンビを増殖させて日本経済の活性化を阻害することになりかねません。実は、企業再生支援機構ができる前に、地域力再生機構を作る計画があり私とその研究会の座長を引き受けました。中堅企業の他に全国に沢山あった赤字の第三セクター（地方自治体がつつた企業）を再生させ、莫大な地方自治体の公債を減らすことを目指したのですが、行政官庁間に不協和音があり機能しないことが分かりましたので、福田内閣が総辞職した直前に座長を辞任しました。その結果、地域力再生機構法案は事実上廃案となったのですが、前述のようにリーマンショックを口実に企業再生支援機構と名前を変えて復活しました。

一 東日本大震災被害者救済

二〇一一年三月十一日の東日本大震災による地震津波災害により沢山の家屋が破壊されました。同年の四月下旬から金融庁や全銀協と相談しながら「個人版私的整理ガイドライン」の策定の準備を始め、同年の八月には一般社

団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会の理事長になり、流失家屋の住宅ローン債務減免の作業に追われ多忙を極めております (<http://www.kgl.or.jp/>)。主に東北地方の弁護士を支援弁護士として登録し、被災者の書類作成などを手伝って貰っております。震災の影響により支払困難になったかなど、ガイドラインが定める要件に適合するかなどを審査して手続を開始し、提出された弁済計画案が相当なものかどうかとも審査して対象金融機関債権者に送り、債務減免に対する同意を促しております。公正、衡平、正義を信念に中立を貫こうとしておりますが、これまた政治や行政や消費者救済に特に力を入れている方々からの圧力を受け、悪戦苦闘を強いられております。破産法では債務者が残せる自由財産としての現預金は九九万円と定められておりますが、ガイドライン手続を使った場合には、義援金などが法定自由財産となるのは当然として、更に債務者が自由財産として残せる現預金の枠を五〇〇万円にまで拡大し、地震保険金のうち家財保険金があるときは二五〇万円まで自由財産とし、加えて自由財産とされる現預金で買った不動産も自由財産扱いとしました。阪神大震災や太平洋戦争中の空襲や原爆投下の際では、こうした救済は行われませんでした。地球環境の変化によって生ずることがあり得る今後の大災害にあたっては、個人版私的整理ガイドラインのこうした前例は、いずれ参考とされる可能性があり得ることを念頭におきながら道を踏み外すことがないように努力しております。

二 東アジア倒産再建協会とグローバル私的整理ガイドライン

二〇〇六年に中国倒産法ができましたが、二〇年近く前から全国人民代表会議破産法立法小組に対して、草案について意見を申し上げるなどして関わってまいりましたので、中国の倒産法分野の研究者や実務家と縁がありました。韓国の研究者・実務家とはもともとと交流がありました。中国経済の発展につれて日本企業の中国との関係は

密接になっております。日中韓三国の経済規模は北米やEUに匹敵します。しかし中国では未だに司法が独立しておらず、倒産再建実務もまだ揺籃期にあります。日韓で協力して中国の倒産再建実務の効率化に貢献しようと、二〇〇九年に第一回日韓中倒産再建シンポジウムをソウルで開催し、爾来毎年、韓中日の持ち回りでシンポを開いております。二〇一一年に東京で第四回シンポを開催したのを機会に東アジア倒産再建協会を創立しました。昨年はソウルで開催しましたが、韓国が再建実務の効率化に大きく舵を切ったこと、中国が猛烈な勢いでキャッチアップをしようとしていることに感動しました。日本から中国に進出した中小企業が不幸にして失敗したときは、中国倒産法による手続を利用して安心して引き揚げられるようにするのが私達の願いです。

大企業はもとより中堅中小企業も国境をまたいで経済活動を行っており、諸外国の金融機関が多国籍企業に対する投融資を行っております。世の中の変化が急激になっておりますので、リスクをとった多国籍企業の中には計画通りとはいわずに過剰債務を抱えて窮境に陥ることもあり得ますが、金融債権者も諸外国に及んでおります。世界的な統一倒産再建法が出来ないかぎりには、ワークアウトつまり私的整理で早期に解決して再起を図る他にありません。その現実の必要性を痛感したので調査したところ、アジア開発銀行がオーストラリアの弁護士・会計士を中心とするオセアニアの専門家で構成するチームに研究を委嘱して、インフォーマル・ワークアウトのルールの原案を作り、二〇〇五年の年次総会でアジア銀行協会がガイドライン等を採択したことが分かりました（拙稿「世界的私的整理ガイドラインの必要性」NBL九八一号三三頁）。早速調べましたところ、日本の私的整理ガイドラインと似ており、かなり優れたものですが、既に国際的な金融プラクティスに合わないところがありましたし、アジア銀行協会の会員銀行はもとより、そのユーザーである倒産再建の実務家の間では殆ど知られておらず、全然活用されておりませんでした。「埋もれた宝」でありますので、その改訂案と利用促進案を立案して、昨年一月にマニラ

で開かれたアジア銀行協会の年次総会にあたり開かれたポリシー・アドバイザリー・コミッテীর席上で提案しましたところ、今年の検討事項と決定して下さいました。更にAPEC（アジア太平洋地域経済協力機構）のビジネス・アドバイザリー・カウンシルにもその採択を提案しており、今年七月に京都で開かれるAPEC ABACの会議に際して開催されるシンポジウムのテーマの一つとする計画が進行中です。アジアからアジア太平洋地域を経て全世界をカバーするグローバル・ガイドラインの策定が私の夢です。実現は私が他界した後だと思えますが。